

暗号資産消費貸借取引約款

第1条（目的）

本約款（以下、「本約款」といいます。）は、オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様との間で行う暗号資産消費貸借取引（第3条第2号に規定する「暗号資産消費貸借取引」をいいます。）に関して、お客様の遵守すべき事項及び当社とお客様との間の権利義務関係を定めるものです。

第2条（適用範囲）

本約款は、お客様と当社との間で締結される個別の暗号資産消費貸借契約（第3条第3号に規定する「個別契約」をいいます。）に共通して適用されるものとします。

2 お客様が暗号資産消費貸借取引を利用するためには、当社が運営する暗号資産取引所及び暗号資産販売所並びにその他の当社が提供するサービスをご利用いただくために予めお客様にご同意いただく利用規約及び暗号資産現物取引説明書（以下、「基本約款」といいます。）に基づき、お客様がこれらのサービスを利用して取引をするための金銭並びに暗号資産を当社が管理するためにと開設いただく取引口座（以下、「本口座」といいます。）が必要です。

3 本約款に定めのない事項については、基本約款の定めに従うものとします。また、本約款の規定と基本約款の規定が異なるときは、暗号資産消費貸借取引に関しては、本約款の規定が基本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第3条（定義）

本約款における用語は、基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとします。

（1）対象暗号資産

暗号資産消費貸借取引の対象となる暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。

（2）暗号資産消費貸借取引

お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対し、借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する消費貸借取引をいいます。

（3）個別契約

暗号資産消費貸借取引に関して、本約款及び個別の貸出条件（以下、「本約款等」といいます。）に基づいて、当社とお客様との間において取引ごとに締結される契約をいいます。

(4) 貸出開始日

お客様が当社に対して対象暗号資産の貸し付けを開始する日として、個別の貸出条件において定める取引日（基本約款に規定する「取引日」をいいます。以下同じ。）をいいます。

(5) 貸出期間満了日

お客様が当社に対して対象暗号資産の貸し付けを終了する日として、個別の貸出条件において定める取引日をいいます。

(6) 貸出期間

当社がお客様より対象暗号資産を借り入れる、貸出開始日から貸出期間満了日までの期間をいいます。

(7) 返還日

当社がお客様より借り入れた対象暗号資産を本口座に返還する日として、個別の貸出条件において定める取引日をいいます。

(8) 貸出数量

当社がお客様から借り入れる対象暗号資産の数量として、個別の貸出条件において定める数量をいいます。

(9) 貸借料

貸暗号資産取引に関して、本約款等に基づいて当社がお客様に対して支払う対価をいいます。基本約款に規定する最小取引単位未満は切り捨てとなります。

(10) 貸借料率

当社がお客様から借り入れた対象暗号資産に対する貸借料の計算に用いる料率をいいます。

第4条（同意事項）

お客様は、暗号資産消費貸借取引に関する以下の各号をあらかじめ確認し、その内容を理解し、同意するものとします。

- (1) 本約款及び当社ウェブサイト上の貸出条件を熟読し、暗号資産消費貸借取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において暗号資産消費貸借取引を行うこと
- (2) 暗号資産消費貸借取引は、預金または預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと
- (3) お客様は、当社に貸し付けた対象暗号資産を、当社が個別契約に基づき対象暗号資産を現に返還するまで、一切処分をすることはできないこと
- (4) 対象暗号資産の取引価格が変動した場合においても、当社の義務は、本約款等に従

って当社が借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還すること及び貸借料を支払うことに限られ、対象暗号資産の価格変動に伴うリスクはお客様の負担となること

- (5) 当社によるお客様からの暗号資産の借り入れは、暗号資産の管理に該当せず、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産は、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく分別管理の対象ではないこと
- (6) 暗号資産消費貸借取引において、当社は、お客様に対して、担保を提供しないこと
- (7) お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済に関する法律に基づく他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと
- (8) 当社が破綻した場合、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産の返還を受けられない可能性があること

第 5 条（利用条件）

以下の各号の要件をすべて満たす場合に、暗号資産消費貸借取引をご利用いただけます。

- (1) 基本約款に基づく本口座が有効であること
- (2) 基本約款に基づく本口座の利用の全部もしくは一部が停止されておらず、かつ当社とお客様との間の暗号資産取引所及び暗号資産販売所並びにその他の当社が提供するサービスに係る契約が解除されていないこと
- (3) 基本約款及び本約款等の内容に同意していること

第 6 条（申込み）

当社は、当社ウェブサイト上において、暗号資産消費貸借取引に係る本約款等を公表した上で、個別契約の締結を希望するお客様からの申込みを受け付けます。

2 お客様は、個別契約の締結を希望する場合、本約款等をよく読みこれらに同意した上で、当社の定める方法で申込みものとします。

3 当社は、先着順、または抽選の方法により、個別契約締結の申込みを受け付ける場合があります。なお、抽選の方法による場合で抽選を公平に執行することができない事由があると当社が判断した場合、または第 6 項各号に定める事情が発生した場合には、事前に予告することなく、申込みの受付の全部または一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。

4 当社は、申込み（抽選に当選されたお客様からの申込みを含みます。）について審査を行うことがあります。当社は前項に規定する抽選の内容及び抽選結果、審査の内容、結果、申込みをお断わりした理由その他申込みの受付及び審査に関する内容をお客様に通知し、または開示する義務を負いません。

5 当社は、申込みを承諾する場合は、その旨をお客様に対して通知します。当該通知をお客様が受領された時点で個別契約が成立します。

6 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みに対し、受付を中止して承諾しないなどの合理的な措置を講じることがあります。本項に規定する措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。

- (1) 当社が対象暗号資産の取引を中止した場合
- (2) 対象暗号資産と同一の暗号資産、貸借数量の暗号資産を入手することが不能または著しく困難となった場合
- (3) 対象暗号資産の取引価格が著しく変動した場合
- (4) お客様の保護のために必要であると当社が判断した場合
- (5) 前各号のほか、当社が暗号資産消費貸借取引を行うことが不適当であると判断した場合

第7条（暗号資産消費貸借取引の実行及び返還）

お客様が当社に貸し付ける対象暗号資産、貸借料その他暗号資産消費貸借取引に関する対象暗号資産及び金銭の授受は、すべて本口座と当社の口座との間において行うものとします。

2 お客様は、個別契約に定める貸借数量分以上の対象暗号資産を、個別契約締結前に、本口座に事前送付しておくものとします。

3 当社は、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産を本口座から当社の口座に移動する方法により暗号資産消費貸借取引を実行します。当該移動の実行により、個別契約に定める貸出期間が開始するものとします。なお、実行時における本口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合、お客様の申込みの全額について暗号資産消費貸借取引は実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。

4 暗号資産消費貸借取引の返還日は、個別契約ごとに定めるものとし、貸出期間満了日の翌取引日から起算した日となります。当社は、お客様から借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産をお客様の本口座に移動する方法で返還します。

5 前項の規定にかかわらず、当社は、お客様に対して事前に通知することにより、貸出期間満了日前に、借り入れた対象暗号資産の全部または一部を返還することができるものとします。この場合は、現に返還した日を貸出期間満了日として取扱うものとし、係る取扱いによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。

第8条（貸借料）

貸借料は、貸出数量に貸借料率を乗じ、期間計算した額とします。

2 当社は、原則として、当社が借り受けた対象暗号資産と同一の暗号資産により、お客様の本口座に送付する方法で一括して貸借料を支払います。

3 貸借料にかかる消費税相当額は、前項の貸借料とともに、対象暗号資産建てで支払います。

4 前2項の規定に関わらず、貸出条件の定めがある場合には、同定めに従い、対象暗号資産とは異なる種類の暗号資産により貸借料及び消費税相当額を支払うものとします。

第9条（貸出条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、個別契約の期間中においても、貸出条件を変更（貸借料率及び貸出期間の変更、円貨による返還への変更を含みます。）することができるものとします。

2 前項に規定する取扱いに従い貸出条件を変更したことによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（ハードフォーク等）

貸出期間中において、対象暗号資産についてハードフォークが行われた場合でも、当社は対象暗号資産の追加借り入れ、追加返還、ハードフォークにより発生した新種の暗号資産の引渡その他の義務を負わず、対象暗号資産及び貸借料を本約款等に従い、個別契約に定める時期に返還する義務を負担するに留まるものとします。

2 貸出期間中において、当社が対象暗号資産の取引を中止した場合または貸借数量もしくは貸借料相当の対象暗号資産を入手することが不能または著しく困難となった場合、当社は、借り入れた対象暗号資産の返還及び貸借料の支払の全部または一部を、当該対象暗号資産による返還及び貸借料の支払に代えて、貸出期間満了日における対象暗号資産の当社の取引価格（買値）により円換算した額をお客様に支払うことができるものとします。この場合、当社のお客様に対する対象暗号資産による元本の返還義務及び貸借料の支払義務は消滅するものとします。

3 前二項に規定する取扱いによりお客様に生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

第11条（お客様による中途解約）

お客様は、当社に対して貸出期間の終了前に通知することで、個別契約を中途解約することができるものとします。当社は、取引日ごとに、お客様からの中途解約のお申し出を受け付けます。

2 前項に従ってお客様が個別契約を解約する場合、当社は、解約のお申し出を受け付けた日を貸出期間満了日とみなして、第7条第4項の規定に準ずる方法で返還します。この場合、

当社は、貸借料を支払いません。

第 12 条（契約解除）

当社は、お客様が次の各号に定める事由に該当した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、直ちに本約款等に基づく暗号資産消費貸借取引を中止し、個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- （１） お申込み時に虚偽の申告をした場合
- （２） 本約款等、または基本約款に違反した場合
- （３） 第 5 条に規定する利用条件を満たさなくなった場合
- （４） その他、当社がお客様との本約款等に基づく取引の継続を適当でないと判断した場合

2 当社は、貸借物である暗号資産等が次の各号に該当するかその恐れがある場合、直ちに該当する個別契約を解除することができるものとします。

- （１） 当社が対象暗号資産の取扱いを終了する場合
- （２） 監督当局等により、対象暗号資産の取扱いが禁止された場合
- （３） その他当社がやむを得ないと判断した場合

第 13 条（免責事項）

当社は、暗号資産消費貸借取引を扱うシステム等の保守点検等のため、もしくは通信回線の故障、天災その他のやむを得ない事情により、暗号資産消費貸借取引の一部もしくは全部を中止または中断することがあり、お客様はこれを了承するものとします。当社は、当該中止または中断により生じたお客様の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第 14 条（本約款等の変更または廃止）

当社は、民法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づき、本約款等の条項を変更することができます。

2 前項に基づく変更を行う場合、当社は、変更の内容及び変更の効力発生時期を当社ウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、当該効力発生時期をもって変更が行われた本約款等の各条項が適用されます。

第 15 条（準拠法及び合意管轄）

本約款の準拠法は日本法とし、本約款における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2025 年 2 月 25 日 制定